

平成31年4月8日  
公益財団法人日本特産農産物協会

公益財団法人日本特産農産物協会の役員候補者の公募について

公益財団法人日本特産農産物協会の役員について、以下のとおり候補者を公募します。

1 公募する役員候補者の役職

理事 2名（非常勤の理事長候補者1名、常勤の専務理事候補者1名）

2 就任予定時期及び任期

令和元年度定時評議員会の終結時（令和元年6月中旬予定）から令和3年6月予定の定時評議員会の終結時まで

3 応募方法等

(1) 応募期間

平成31年4月8日（月）から平成31年4月26日（金）【4月26日必着】

(2) 応募書類

6の別紙「職務内容書」をご覧ください、以下の応募書類を（3）の提出先へ郵送願います。

※封筒表面に「役員応募書類在中」と朱書して下さい。

※Eメールによる応募は受け付けません。

なお、ご提出いただいた書類は返却致しません。

① 履歴書

JIS規格の履歴書用紙を用いて、最近3ヶ月以内に正面撮影した顔写真を添付して下さい。

なお、職務経歴は、時系列に、また、可能な限り詳細に記入して下さい。

② 自己アピール文書

- ・A4版で2枚以内、2,000字程度として下さい。（活字は11ポイント）
- ・希望ポスト、応募の理由、自らが公募ポストに適任であると考え理由、就任後の抱負等をまとめて下さい。

(3) 応募書類の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

公益財団法人日本特産農産物協会 総務部 飯倉

#### 4 選考方法

公募役員候補者選定委員会において役員候補者を選考します。  
同委員会は、必要に応じて面接を行う場合があります。

注1 役員を選任は、公募役員候補者選定委員会の選考を経て、当協会の評議員会において行われます。

注2 役員選任後の理事会において、互選により、理事長を決定することとなります。

注3 公募役員候補者選定委員会における選考の結果は、合否にかかわらず、全員に通知します。

注4 審査の過程に関するご質問につきましては、一切お答え出来ません。

#### 5 選考の視点

「公募役員候補者選定委員会」において職務内容書で求める資格経験等を踏まえ、公募ポストの役員としての適性を有しているかどうかを総合的に判断します。

#### 6 職務内容

当該役職の職務内容等は、別紙の職務内容書をご覧ください。

#### 7 お問い合わせ

不明な点につきましては、以下の担当者へお問い合わせ下さい。

担当者：総務部 飯倉

代 表：03-3584-6845

F A X：03-3584-1757

#### 8 その他

① 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

② 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用しません。

## 職務内容書

### 1 公益財団法人日本特産農産物協会の業務概要

本協会は、特産農産物の生産振興、流通改善、開発利用の促進その他地域農業の体質強化のために必要な事業を行うことにより、特産農産物その他の地域農産物の高品質・低コスト化、産地の維持・拡大等とともに、特産農産物の需給の安定と伝統的な食文化等の維持・継承を図り、もって地域の振興及び消費者の利益の増進に寄与すること、また、国産大豆について、入札によって産地品種銘柄毎の品質評価が反映された価格形成を行い、その円滑な流通を促進することにより、良質な国産大豆の需要の拡大を図り、もって国民への食料の安定供給に寄与することを目的としており、本目的を達成するため、次の事業を行っています。

- ① 特産農産物の産地の維持・拡大により需給の安定を図るため、特産農産物の生産、加工、利用、産地育成等に関し卓越した技術を有する人材の認定・登録及び産地育成のための研究会の開催
- ② 特産農産物の需給の安定、伝統的な食文化等の維持・継承を図るため、特産農産物の持つ機能性や生産、流通、消費、利用等に関する情報の収集・提供
- ③ 特産農産物その他の地域農産物の高品質・低コスト化、産地の維持・拡大等を図るため、生産システムの改善、流通加工の合理化、需要の拡大、価格下落時における価格補てん対策等に関する事業
- ④ 国産大豆について消費者・実需者のニーズの高い産地品種銘柄への作付を誘導し、需要の拡大を図るため、市場評価を的確に反映する入札取引を行うための価格形成施設の開設及び運営
- ⑤ 国産大豆について消費者・実需者のニーズに即した円滑な流通を促進するため、国産大豆の品質及び生産、流通、消費等に関する情報の収集・提供
- ⑥ その他協会の目的を達成するために必要な事業

### 2 役職及び職務内容

理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事、専務理事は、同条第1項第2号に規定する業務執行理事であり、具体的な職務内容は以下のとおりです。

- ① 理事長（非常勤）1名
  - ・ 定款等の規程に基づき、協会を代表し、重要な業務（事業、予算、人事等）を執行する。
  - ・ 理事会を招集し、議長としてこれを主宰するとともに、地域特産物マイスターの審査会、大豆入札取引委員会等の重要な会議に協会の代表として出席する。
  - ・ 毎年度2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

② 専務理事（常勤） 1名

- ・ 事務局を統括するとともに理事長を補佐し、協会の日常業務全体を把握し、執行する。
- ・ 協会の業務を掌握し、職員を指揮監督・指導して事務を推進する。
- ・ 毎年度2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- ・ 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の代表権に係る職務を除く業務を代行する。

3 必要な資格・経験等

- (1) 特産農産物を含む農業・農業経営、農業施策・補助金制度等に関する十分な知識と経験を有し、本協会の事業である特産農産物その他の地域農産物の生産振興、流通改善、開発利用の促進その他地域農業の体質強化、また、国産大豆については、入札による産地品種銘柄毎の品質評価が反映された価格の形成等について、指導的な役割を發揮できること。
- (2) 本協会の事業目的を達成するため、国や農業関係団体と連携して事業の円滑な推進を図り、関係者への指導・助言を的確に行うことができる十分な能力を有していること。
- (3) 補助事業の公平中立性をもった適正な執行について理解しており、かつ、組織の内部統制、コンプライアンス等について知見・経験を有し、職員を指導・監督する能力を有していること。
- (4) 人格高潔であること。
- (5) 心身共に健康で、就任時において、原則として63歳未満（理事長候補にあつては、原則として68歳未満）であること。

ただし、当協会の業務遂行上、当人の知見が特に必要と認められる場合には、年齢制限を問わない場合もあります。

4 欠格事項

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）」第6条第1号の理事等欠格事項に該当する場合は、理事となることはできません。

5 勤務条件及び報酬等

- ① 勤務地： 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3F
- ② 勤務時間等： 役員であることから勤務時間等の定めはありませんが、常勤職員と同様に、9時30分から18時00分までの勤務を原則とします。
- ③ 報酬等
  - ・ 理事長：（非常勤：週2日勤務）日額2万5千円及び交通費を支給  
なお、報酬等の条件は予定であり、変わることがあります。
  - ・ 専務理事：（常勤）年間約720万円及び通勤手当を支給  
なお、報酬等の条件は予定であり、変わることがあります。
- ④ 福利厚生： 社会保険、健康診断

(参考)

「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）」

(欠格事由)

## 第6条

次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

### 第1号（理事、監事、評議員の欠格事由）

イ 第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に公益認定を取り消された公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ・ 認定法の規定に違反したこと
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
- ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
- ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したこと

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者